

学校でのいじめによる自死防止等についての提案・意見

令和3年12月

学校でのいじめによる自死防止対策検討プロジェクトチーム

はじめに

本市では、平成30年1月5日に自死した女子生徒の事案について、いじめ防止対策推進法第30条第2項に基づく調査を、第三者機関である「名古屋市いじめ問題再調査委員会」(以下「再調査委員会」という。)において実施し、令和3年7月30日に答申を受けた。

この答申も踏まえ、市長より学校でのいじめによる自死防止のための具体策を検討するよう指示があり、令和3年10月2日に「学校でのいじめによる自死防止対策検討プロジェクトチーム」(以下「当PT」という。)を立ち上げた。

また、市長からは、子どもに関する施策・機関に携わる有識者や、日々子どもたちと直接かかわる教員を委員とし、これまでの知見や経験などから様々な意見を出してもらい、仮に見解が異なった場合も当PTとして意見を集約するのではなく、すべて報告するよう指示がなされた。

当PTでは、3回の会議を開催し、教育委員会事務局の幹部職員に対し、再調査委員会からの提言に対する見解やこれまでの対応についてヒアリングを実施したほか、子どもたちによるいじめ防止活動に取り組む団体からの事例報告とあわせ意見交換などを行った。

当PTにおいては、再調査委員会の報告書も踏まえて、各委員がそれぞれの専門的な見識による提案・意見として具体的な方策等について提出をした。

委員からの提案・意見

学校でのいじめによる自死防止等についての提案・意見

伊藤健治

1 検証機関について

○学校や教育委員会がこれまでの提言及び名古屋市いじめ防止基本方針、各学校のいじめ防止基本方針を実践しているかどうかを監視する新たな検証機関については、教育委員会からの独立性が明確である設置形態として、子どもの権利保障の観点から検証することが求められる。委員構成については、子どもの権利に理解がある弁護士・学識経験者を中心に構成するものとし、教育委員会や学校等への訪問調査のために必要に応じて調査員等を置くことができる体制とすることが望ましいと考える。

○上記の検証機関に加えて、教育委員会・学校の取り組みを推進するための第三者組織を教育委員会の附属機関として設置することが望ましいと考える。検証機関には独立性が求められるが、検証機関による指摘が外部からの批判で終わらないためには、学識経験者を中心とした委員と教育委員会事務局、学校教職員、関係機関が連携して対策を進めていくことが必要であると考え。

2 いじめが存在することを前提とした学校運営について

○従来型のいじめを想定した固定観念がいじめ対応の妨げとなっていることを踏まえ、再調査委員会報告書を通して、いじめの認識を再確認することが必要である。これまでの報告書の中で、いじめと認定された出来事と同じようなことが起きた際に、教職員が「いじめ」と認識することができるかを各学校において確認することが大切である。一見すると、よくある些細な出来事であっても、いじめに繋がりうることを再認識した上で、教職員が学校の実態に応じて集団として主体的に対策に取り組むことが重要である。

○そのためには、教職員の多忙解消を進め、子どもたちの声に耳を傾け、丁寧に向き合うことを教師の中核的な職務として位置付け直すことが必要であり、教員評価などを通して政策的に取り組むことが求められる。また、多忙解消には、教職員の加配を進めるとともに、学校運営や研修のあり方を含む業務の大胆な見直しが必要であると考え。

○いじめは、どの学校でも起こりうるものであるが、その背景には、過度に競争主義的な学校環境が影響していることが指摘されている。いじめ対策の観点から、競争や管理を特徴とした学校文化を見直し、一人ひとりの人権が尊重される学校環境をつくっていくことが求められる。そのためにも、「なごや子どもの権利条例」を踏まえ、学校運営において子どもの権利を尊重することを基本原則とする必要がある。各学校において条例の実施状況を点検し、子どもが権利の主体として尊重されており、学校生活において、「安全に安心して生きる権利」「一人一人が尊重される権利」「主体的に参加する権利」が保障されているかを定期的に確認することが求められる。

○特に、子どもたちが学校運営に主体的に参加するための仕組みが求められる。「なごやINGキャンペーン」のように、「いじめ防止」を目的とした子どもの参加だけではなく、子どもたちが楽しく・幸せに学校生活を送ることができるように、子どもの思いや願いに耳を傾けて、誠実に応答すること（意見表明権の保障）が主体的な参加として重要である。校則のあり方や授業・宿題などに関することも含めて、学校生活に対する子どもの意見を聴くための対話の場を設けることが望ましいと考える。

○いじめ防止の取り組みでは、いじめ（の認知件数）を減らすことを目標とするのではなく、多様性を尊重し、一人ひとりの違いを認め合う学校・学級づくりに向けて、日常の学校生活における対話を大切にすることが重要であると考える。

「いじめ防止教育プログラム」では、トラブルを防止するためのソーシャルスキルトレーニングを扱うことで、自分らしさよりも周りに合わせることを優先する思考とならないように注意する必要がある。むしろ、考え方や価値観が異なることによって対立やトラブルが当然に生じることを前提として、対話的にトラブルを解決することの大切さとその方法について学習することが望ましいと考える。その際、子どもの権利に関する学習が重要であるが、身近な問題を踏まえた実践的な権利学習や、シティズンシップ教育、ピア・メディエーション教育などの手法を取り入れることも有効だと考える。

○子どもたちの日常の様子を複数の教職員で把握できるように、授業公開を積極的に行うなど、授業や教室の状況を教職員が共有できる仕組みを設けることが必要である。ただし、公開するために準備された研究授業は教員の負担が大きいため、日常の授業を気軽に交流し合うなど、学校の実態に応じた取り

組みとすることが大切である。

3 子どもが SOS を出しやすい学校について

○子どもが SOS を出しやすい学校にするためには、日常の学校生活の中で子どもの権利が尊重されていること、特に、意見を聴かれる権利が保障されていると子ども自身が実感できる環境であることが大切だと考える。

○ハイパーQU などのツールを用いても、教職員に対する信頼がなければ、子どもは安心して SOS を発信することができない。より優先して取り組むべき課題は、子どもたち一人ひとりにとって、安心して相談できる相手が学校にいる環境をつくることであると考えられる。

日常の学校生活の中で、子どもと教職員が雑談を交わすなど、何気ない時間を共有する中で信頼関係を形成していくことが期待されるが、教職員の忙しさや指導的スタンスの強さによって信頼の形成が阻害されていると考えられる。学校での相談体制を整備する際には、ツールの活用が多忙化を招いたり、形式的な面談が増加したりすることがないよう配慮が求められる。

なお、安心して相談できる相手は担任である必要はなく、学校全体として相談しやすい環境を整えることが大切である。参考事例としては、世田谷区立桜丘中学校の「ゆうゆうタイム」の実践では、年に2回、生徒が好きな教職員を指定して語り合う機会が用意されている。

○なごや子ども応援委員会は、子どもや教職員にとって、より身近な存在となることが期待される。専門職と連携した相談・支援の仕組みを構築していくために、学校運営や相談体制の整備においても、積極的な役割を果たしていくことが求められる。

○名古屋市子どもの権利相談室「なごもっか」は、子どもの権利保障を目的とした第三者機関であることから、子どもが SOS を出す際に、教職員や学校との信頼関係が崩れている場合だけでなく、学校では話しにくいこともあるという認識に立って、積極的に活用されることが期待される。そのためには、「なごもっか」の擁護委員が教職員に向けた研修を行うことや、具体的な対応事例を学校・教職員が共有して理解を深めることなどが求められる。

4 これまでの提言・名古屋市いじめ防止基本方針を生かした実践について

○提言を生かした実践には、教職員による学校での主体的な取り組みが不可欠であると考えます。校内のいじめ対策委員会などを中心に、これまでの提言の内容について検討し、学校の実態に応じた取り組みを進めることが期待される。その際に、専門職集団としての教職員を信頼して学校現場の裁量を広げることも重要である。また、学校内の教育実践だけでなく、施策・制度の改善に関する提案を含めた取り組みが期待される。

学校でのいじめによる自死防止等についての提案・意見

川瀬正裕

I いじめ防止対策の枠組み

1 いじめの背景への対策

以下のポイントに対する日常的な心理教育的かかわりが必要となるが、特別な授業形態で行うことのほか、日常のあらゆる場面での教師の姿勢を示すことがより重要となる。日頃の子どもへの声かけ、事柄や人の感情への関心と肯定的態度などを教師自身が示すことが重要となるので、そのための教職員の人間関係の形成と研修が求められる。教員への業務の軽減化とメンタルヘルスへのケアも重要な要素となる。

- (1) 児童生徒の自尊感情と他者への関心
- (2) コミュニケーションのスキル
- (3) 多様性の受容

2 いじめへの気づき

教師が生徒の動静を観察し、いじめ的关系にできるだけ早期に気づく力量の育成が求められる。そのためには以下のことが必要と言えよう。

- (1) 教師が児童生徒の関係性や心理的状态へ気づくための体制が必要である。それは、そういった側面を評価する機会や教員同士での話題にあがるような機会をいかに設定するかが問われる。日々の記録にそういった内容を書き込む欄を設けて、必ずそれを行うなどの工夫が検討されるとよいのではないか。校内 LAN などを利用してそれらの情報が複数の教師で共有できるようなシステムもあり得るのではないか。
- (2) 動静観察の教師の観察の力量を高めるとともに、いくつかの手法を効率よく組み合わせることが望まれる。アセスメントは多角的に行うべきものであり、Hyper QU、こころの SOS などのスクリーニングも積極的に活用することが有用である。

Hyper QU、こころの SOS などはその結果をすべてとしないで、観察と合わせて利用することが望まれる。その作業を繰り返し行う中で、どういう点に着目して行く必要があるのか、またどういう事態はどのように動きやすいのかなどの経験が蓄積されていくと考えられる。継続的な吟味が必要である。広い意味のアセスメントの力量を育成するにはその方

法しかないのではないか。ただし、Hyper QUなどを万能視することは望ましくない。そのほかに気づくタイミングや素材は学校の中に多く存在している。

たとえば、児童生徒の作文、絵画、休み時間の過ごし方、持ち物の管理の様子、授業中の集中度や積極性、教師の声かけに対する反応、登下校に誰と一緒に、などさまざまな場面で気づくための要素はある。

- (3) 上記の計画が実際に実現できているかの検証を行うとのことであるが、そのシステムの構築は急務であるし、安定・継続的に機能することを重視して行うべきである。

3 生徒から情報を出しやすい環境

- (1) 生徒たちが SOS をだせるルートがいくつか用意されることが必要であるが、それらを統括する構造がないとバラバラになってしまい、当事者意識も拡散してしまいかねない。
- (2) 複数の目で観察する体制も必要である。
- (3) 当該児童・生徒からの SOS のみでなく、児童・生徒の誰でもアラートが発せられるような環境が望まれる。これには学校全体の雰囲気作りも重要である。アラートをどう扱うかによって利用されるかどうかに分かれるであろう。
- (4) 情報が寄せられたり、気になる兆候があった場合への対処のフローチャートの認識を徹底しておく必要がある。どこかへ集約される必要があるだろう。

4 ハイリスク児童・生徒に対する配慮

- (1) 転入生はもちろんであるが、その他のハイリスクの把握が必要である。
- (2) 転入生の場合は、居場所感を形成するステップを考えると、特定の対象との関係性を形成することから始めるべきである。基本的には担任教師であるが、そのほかにかかわる教科担当や部活顧問、養護教諭などの中から対象を定めてかかわりのチームを形成する感覚が必要であろう。他のハイリスクケースも同様と考えられる。
- (3) その他の発達障害や不登校などハイリスクと思われる児童生徒に対してはそれぞれのリスクのアセスメントが不可欠である。教員間の連携も重要であるが、教師のみでなく専門機関や専門家との連携を積極的に行う必要がある。

5 なごや子ども応援委員会の活用

- (1) 常勤化の機能について検証が始まったばかりの時期であるが、学校との関係性についてそれぞれのニーズを中心としてできることを探る機会が必要である。
- (2) 児童・生徒の抱えている問題はさまざまに多岐にわたるが、いじめについて応援委員がどのポイントで機能することができるかの検討が求められる。応援委員のSVには弁護士も参加しているので多角的な視点で議論ができる可能性がある。
- (3) どこが担当するかは議論の余地があるが、こういった事案が起こったときの職員のメンタルヘルスについてもケアが必要であるという認識がなされるべきと考えられる。

6 重大事態における法に基づく対応

- (1) 重大事態の際の流れを共通理解として学校（少なくとも管理職）は認識しておく必要がある。定期的にシミュレーションを校内で行うことも必要であろう。
- (2) 記録の保存などのひとつひとつのことがどのような意味を持つのかを理解する必要がある。

7 教育委員会の体制

- (1) いじめ事案への対応は教育委員会の常時の業務以外の業務が突然始まることが想定されるが、別動組織を組めるだけの人員的余裕が必要ではないか。
- (2) もしくは、事案発生時に招集される常時の職員以外のメンバーをあらかじめ選定しておくこともあり得るかもしれない。
- (3) 応援委員会のところでも触れたが、学校や教師のバックアップとメンタルヘルスケアは疎かにするべきではないと思われる。他の児童・生徒への対応も日々求められるからである。

8 その他

- (1) 日頃の観察などを通じた気づきの感度を高めるにはいじめ問題への関心が重要であるが、そのためには抽象的な「重要である」というメッセージだけではなく、具体的な事例などを共有することを繰り返すことが必要であろう。特に成功事例も重視した研修が望まれる。
- (2) いじめへの対応の業務上の優先度の認識を職員間で持つことが重要である。
- (3) 同様に、「いじめ」とはどのような行為が該当するのかといった認識も

確認する必要がある。もちろん「防止法」にあるように被害者がそう感じたら、という側面もあるが、どういう状況で起こりやすいのか、どのような関係性で生じやすいのかなどの理解が必要であろう。職員の研修の方法を検討する必要がある。

- (4) 暗黙にいじめがあると認めたくない心理機制がある場合には、そこからの脱却が必要となる。トラブルは「あってほしくない」という思いを持つことは当然なので、そのことを前提とした意識が必要である。
- (5) 何らかの体制づくりや組織化などをしても、マンネリ化していくと自然に元に戻っていってしまうことも少なくない。教員の転勤などで職員の入替えがあつたりすると特にそこで途切れていくことも考えられる。そのことをよく認識しておくことが求められる。たとえば、報告会の実施などイベント化することも多少の効果があるかもしれない。
- (6) 業務の多さからは難しいのかもしれないが、児童・生徒のことをインフォーマルな場面でも教員同士で話題にできるような余裕が教員にあることが望まれる。そういった機会が動向観察への意識を高めると考えられる。
- (7) 防止対策は、常にいじめへの感性を保つことである。日頃の会話、指導などの中でそういう価値観を醸成できるような姿勢を大切にしていく必要がある。その上で、心理教育や授業などを通じた教育が成果を上げるのではないか。
- (8) 検証機関については、中立性を保つことが必要である。また、その検証方法はできているかどうかのチェックを行うようなものではなく、学校へのスーパーヴィジョンのような形で行われるべきである。
- (9) 単にいじめといっても、何をもちいじめとするのかが問題ともなる。いじめもその背景が、自然発生的な会話から発展してしまったもの、異質感などによるもの、妬みなどがあるもの、弱者への攻撃、加害者が何かのモデルに従っているもの、などさまざまである。また、だれがだれに対して対応するのも事案によって異なる。

こういったいじめの形態や起こりやすい状況、未然に防止する環境の形成などいじめ全般についての研究を継続的に進める部署が必要ではないか。そこでは、いくつかの成功事例なども収集されて蓄積されていくことで、教員への研修などもより具体的に行うことができると考えられる。学識経験者や現場経験の豊富な教員などで構成した組織で行うことが妥当であろう。

学校でのいじめによる自死防止等についての提案・意見

坪 井 丈 典

1 再調査委員会の報告書における提言に対して

○第1 検証機関について、これまでの取り組みの成果や課題の調査及び検証を行うだけではなく、その検証結果を受けてより子どものために、学校のためになるような提言を行えるような機関が望ましいと考える。監査のように厳しくチェックをしてそれを指摘するだけでは、学校にとっては過度なプレッシャーをかけられることになってしまう。それにより、教育活動が委縮したものになって悪影響になってしまえば本末転倒である。学校における子どもを取り巻く環境や教育活動の在り方などをより良くするために、教育委員会や学校がどのようにしていくとよいのかを、検証結果を踏まえて、良い意味で緊張感をもって共に考え実践していけるような働きがもてるような機関が良いと考える。

ただ、教育委員会・学校からは中立性を保つ必要はあるので、委員は第三者的な方が良いと考える。学校現場のことをよく知る学識経験者や、必要に応じて臨床心理士のように子どもの心のケアに精通した方も委員に加えることを考慮できると良いと考える。

○第3 学校における子どもの居場所づくりは大きな課題と考える。学級や保健室だけでなく、いじめや不登校などに悩む子どもたちが安心して過ごすことができる場所を確保することができれば、その子たちの自己肯定感を高める場の設定につながると考える。そのためには、人的な支援が必要になる。10月に出された「ナゴヤ子ども応援大綱」の中には、「～専門職や専任支援教員の確保を行い、子どもを守るための予算は惜しみません。」との記載があるので、学級担任や教科担任を持たない様々な支援を行うことができる専任の教員の配置を実現させてほしい。

○第7 なごや子どもの権利条約を実現するために組織された「なごもっか」を効果的に活用して、子どもの権利実現に向けての取り組みを実行できると良い。相談という役割も大切だが、実際に学校に訪問して、子どもに授業を行ったり、教員や保護者に講演を行ったりして、子どもの権利ということについて広く啓発できると良いと考える。また、独立性のある組織なので、検証機関の委員として加わることも意義があると考えられる。

2 上記以外に対して

<未然防止>

- 教育委員会も述べていたが、教員の授業改善は大切である。日々の授業の中で、子どもたちがお互いの立場を尊重し、認め合い、高め合えるような取り組みを行っていくことで、子どもたちは楽しく意欲的に学習を行えるようになり、ひいては安心して過ごすことができる学級づくりにつながると考える。名古屋市は、スクールイノベーションなどの効果的な授業改善に取り組んでいるので、その取り組みを学校に広め共有していくことが今後の課題になると考える。

- 教員の本分である授業づくりや子どもとの関りを十分に保障するためにも、これ以上過度な負担を教員に課さないように配慮することも大切だと考える。名古屋市は教師の多忙化解消のために、教育委員会・学校双方で様々な取り組みを行っているが、上記の第3のところでも述べたように、専任支援教員の配置など人的な支援、そのための環境づくりなど、少しでも早く進めていけると良い。教育委員会も校内フリースクールの取り組みなど、様々な対応を考えているので、早期実現に期待する。

<相談体制>

- 子どもたちが抱える問題を早期に把握するためにも、子ども自身の援助希求的態度を育てていくことも重要になる。つまり、誰かに援助を求める力であるが、この力を、小学生のうちから育てていけるように取り組んでいく必要があると考える。そして、そのための環境づくりとして、子どもが安心して相談できる体制づくりが必要である。校内において、学校全体での相談体制づくりや子ども応援委員会の有効活用を進めていくことがとても大切である。しかし、中には、学校や学校に関わる場所への相談に二の足を踏む子どももいる。そのようなときに、外部の相談機関が大切になる。教育委員会は、「あったかハート」などのカードを子どもに配布して、いろいろな相談機関を紹介している。ただ、私が相談機関に関わったときに聞いたり感じたりしたことで、どの相談機関に相談すると良いのかよく分からないというものがあつた。学校で活用されているパンフレット「気づいてる？こころのSOS」に記載されてはいるが、相談窓口ごとの特色や対象などが、子どもたちにもう少し伝わると、相談機関に対するハードルが下がるのではないかと考える。

学校でのいじめによる自死防止等についての提案・意見

藤井啓之

1 再調査委員会の報告書における提言に対して

○第1

①調査・検証項目の精選

各学校がいじめ防止基本方針、各学校のいじめ防止基本方針を実践しているかを監査するのはよいとしても、これまでの提言の何を調査・検証するかについては、各分野の専門家による丁寧な議論が必要である。

各提言は、個別案件についての詳細な調査に基づくものであり、その性質から、結果を振り返って、いじめを発見し、自死を防止する可能性があったと思われる点をすべて挙げることとなる。これらをすべて点検することになると次のような問題が生じるおそれがある。

第一に、各学校がそれらすべての点検項目に対応しようとするれば、膨大な作業量になることが予想される。それによって、教職員が多忙化すれば、いじめの未然防止に役立つ日常の教育活動がおろそかになりかねない。

第二に、多忙な中で点検項目が設定されると、教職員のあいだに、いじめが生まれにくい授業・学級・学校づくりではなく、点検項目さえ行っておけばよいという事務的な対応が生まれないとも限らない。

第三に、名古屋市の小中高校の数を考えれば、ランダムに抽出調査をするとしても、調査・検証機関の監査自体の作業量も膨大なものになることが予想される。

以上のことから、いじめの生まれにくい学校となるための教育実践を励まし、最も効果的になる点検項目を精選することが必要である。

②教育委員会（事務局）も責任を負う委員・組織体制の必要

市民から見て第三者性、独立性に疑義がもたれないようにすることは重要ではあるが、完全に教育委員会の外部の機関になると、学校関係者は、責任を分担しているという意識にはならない。積極的に受け止め、ともにいじめの生まれにくい学校をつくっていくという意識を持ってもらうために、委員のうち一名は学校関係者を入れる、あるいは、総合教育会議のもとに事務局を置くなど、学校関係者を巻き込んだ体制を作る必要があると考える。

なお、その際、調査・検証委員の構成が重要になると思われるので、独立

性や中立性が確保できるように、予め規定等によって、委員の選出母体や選出方法、権限等を厳密に定めておく必要があると思われる。

○第3

①ハイパーQUからの自立を

提言で名古屋市がハイパーQUを利用しているから、その活用の仕方が話題となっているが、そもそもハイパーQUを使用していない自治体との比較でいじめ克服やいじめ自死防止に有意な差があるのかどうか検証されているのか。

個人的には、以下のような点からハイパーQUに疑念を持っている。

- ・ハイパーQUの結果が学級や子どもの現実を正確に測定しているとは限らない（ハイパーQUが商品であることから判定プロセスが「企業秘密」となっており検証不能）。
- ・ハイパーQUは特定の時期の学級の断面を測定するかもしれないが、子どもたちの人間関係は常に変化しており、短期間で急激に変化することもある。そのため、ハイパーQUのタイミングによっては対応が遅れたり、的外れになったりしうる。また年2回の判定では学級の変化に対応しきれない。
- ・不満足群というが、「ぬるま湯」に満足する子どももいれば、常に高みを目指す子どももおり、満足度の意味が異なる可能性がある（判定プロセスが分からないのであくまで憶測だが）。
- ・提言は、要支援群のみでなく、非承認群、侵害行為認知群、学校生活不満足群への支援まで広げるような記述がある。しかし、そうするとほとんどすべての子どもの支援となり、ハイパーQUでターゲットを絞る意味が見いだせない。それなら、日々学級の子どもの観察して支援を考えることのほうが有効であると思われる（観察と支援の仕方については後述）。
- ・ハイパーQUでは解決策を示せない。考案者の河村茂雄氏は、SST（ソーシャルスキルトレーニング）やSGE（構成的グループエンカウンター）等を挙げるが、それに効果があると思えないだけでなく、かえって逆効果になる場合があると考え（内容に切実性がないことや、正解主義になる傾向が強い点で）。
- ・ハイパーQUの分析に頼らなければ学級（個々の生徒やその人間関係）が見えないのだとすれば、教師の専門職性が疑われることになる。
- ・ハイパーQUは「学級」について測定するツールなので、「部活」内での人間関係は別途測定をしなければ見えてこない。学級でのハイパーQUの情報を部活の顧問と共有することは「やらないよりはまし」という程

度ではないか。

仮に、ハイパーQ Uを使うとしても、教師の学級分析をハイパーQ Uで事後確認するようなものとして位置づけるべきである。

②教師自身が行う学級分析、子ども分析のツールを

ハイパーQ Uに代えて、たとえば、次のような方法が検討されてよい。

・教師が年に数回は次のことを行う。

- 1) 学級で気になる子どもの抽出(数名～10名)と教師なりの記述(成育歴、家庭環境、学校外の習い事、交友関係、学校での言動の原因分析など)
- 2) 学級の集団地図の作成(資料1)
- 3) これらに基づいた指導方針の作成
 - ・子どもや学級の状況をつかむためのツールの活用
(日記、班ノート、休み時間や放課後のおしゃべり、子どもと共同での学級分析等)
- 4) 指導方針に沿って実践したものを取り上げて校内で事例検討会を開催する。

これらが実施できれば、ハイパーQ Uよりもはるかに実質的で、教師の専門職としての力量形成にもつながると思われる。ハイパーQ Uを利用するとしても初任から3年目程度で、担任による学級や子どもの分析力が形成されてきたら停止するというので十分ではないか。

○第4

第3の②で指摘したことを行えば、転入生については、気になる子のなかに入る事が想定される。それなりの配慮が必要とはいえ、とりたてて特別のことをする必要はないのではないか(ただし、転入してきた事情にもよる)。

○第5

①部活の勝利至上主義からの脱却を

今回の自死は部活内での人間関係の影響が大きい。勝利至上主義、競争主義の下で、中途入部の転入生の練習に付き合っていたら自分の練習ができず、競争から脱落するという心配があった可能性もある(だから当該生徒の練習を手伝うのを厭うことを「いじめ」と即断することは酷なことでもありうる)。

②部活に生徒の自治を

子どもたちは、部活には様々な動機で参加している。強くなりたい、うまくなりたいという子もいれば、楽しくスポーツ・文化活動をしたいという子もいる。これらの様々なニーズについて子どもたちが話し合いながら、それぞれのニーズを実現するための部活運営ができるように支援することが、顧問の指導の主要な課題の一つだろう。一般的には異学年集団のため上下関係が生まれやすく自由に意見が言いにくい状況にあり、顧問にはそれを念頭に置いた指導力が求められる。(なお、内申書のために部活を継続する子どももいるが、それが部活内の軋轢を生むこともある。部活継続の有無が大学入試や高校入試に影響を与えないよう改革・要請することも重要な課題である。)

○第7

①学校は継続的になごもっかと協力関係を

名古屋市内の学校は、なごもっかの機関誌や電話番号が書かれたカードの配布等、協力を行ってきているが、これが確実に継続される必要がある。今後、学校の子どもの目につきやすい場所に「なごもんレター」(料金後納郵便)を設置するなどさらに協力関係を拡大していけるとよい。

②なごもっかによる子どもの権利学習の授業の実施

なごもっかの2020年度活動報告書の「相談から見えてきた課題」に「教師による不適切対応」が挙げられている。そのなかには、教師がいじめの手本を示すようなケースも散見される。これらのことから、教師自身が子どもの権利について学ぶことは急務であると考ええる。

また、子どもたちが自分たちの権利を知ることで、教師や親などの大人、他の子どもからの権利侵害(いじめ含む)に異議申し立てができるようになることが期待されることから、子ども自身の権利学習の機会の提供は不可欠である。子どもの権利条約42条には、「締約国は、適当かつ積極的な方法でこの条約の原則及び規定を成人及び児童のいずれにも広く知らせることを約束する。」とある。この点で日本政府の取り組みはまったく進んでいないが、「なごや子どもの権利条例」12条3項で「学校等関係者は、子ども一人一人の発達段階に応じ、子どもが子どもの権利について理解し、及び自分の意見を表明することができるよう、必要な支援に努めなければならない」と定めている名古屋市は、率先して子どもの権利学習を推進することが期待される。

もちろん、子どもの権利学習では、教員が講師となることも考えられるが、

そのためには、教員が子どもの権利についてしっかり学ぶ必要がある（名古屋市の教員の「育成指標」に「子どもの権利」についての項目を明記することで、養成段階、研修での学習がある程度は期待できる）。

以上の点から、当面は、教員研修、子どもの権利学習ともに、なごもっかを活用すべきと考える。子どもたちは、子どもの権利があることを知るだけでなく、権利が侵害されたときに救済される保証があるからこそ、声を上げることに意味を見出す。その救済機関が直接権利学習をすれば、当該機関が子どもたちにとっても身近な存在になり、相談に促すことに結びつき、事態の重篤化を未然に防ぎやすくなるのではないか。

具体的には、在学中に一度は権利学習を受けることができるように3年間で市内のすべての市立中学校で権利学習を実施、市立小学校高学年（4～6年生）でも在学中に一度は権利学習を受けられるようにするとよい。

2 上記以外に対して

①子ども主体の解決の必要

ハイパーQ Uにしても、相談体制にしても、転入生に対する配慮にしても、すべて大人に何ができるかという観点からのものである。提言の性格もあるが、どうしても大人の対応についての議論になりがちとなる。子どもたちに何ができるのかという観点からいじめ対策を考えることも必要である。第2回PT会議で報告いただいたHLAのような取り組みはその一例であろう（個々の取り組みではなく、児童生徒参加が行われている点が評価される）。いじめのない／いじめが重篤化しない学校づくりのために、児童生徒が提案し、学校を変えていく体制をつくることは重要である。

②対症療法ではなく本質的な解決策を

ハイパーQ Uにしても、相談体制にしても、子どもたちに問題が生じることを前提にして、それにどう対処するかという観点からのアプローチで、対処でなくても未然防止という名の、守りの対策が中心になっている。いじめ・不登校などを生み出している原因を根本的に転換するという積極的なアプローチが必要である。これについては、以下、図を手掛かりにして根本的な問題解決について提案する。（次ページ）

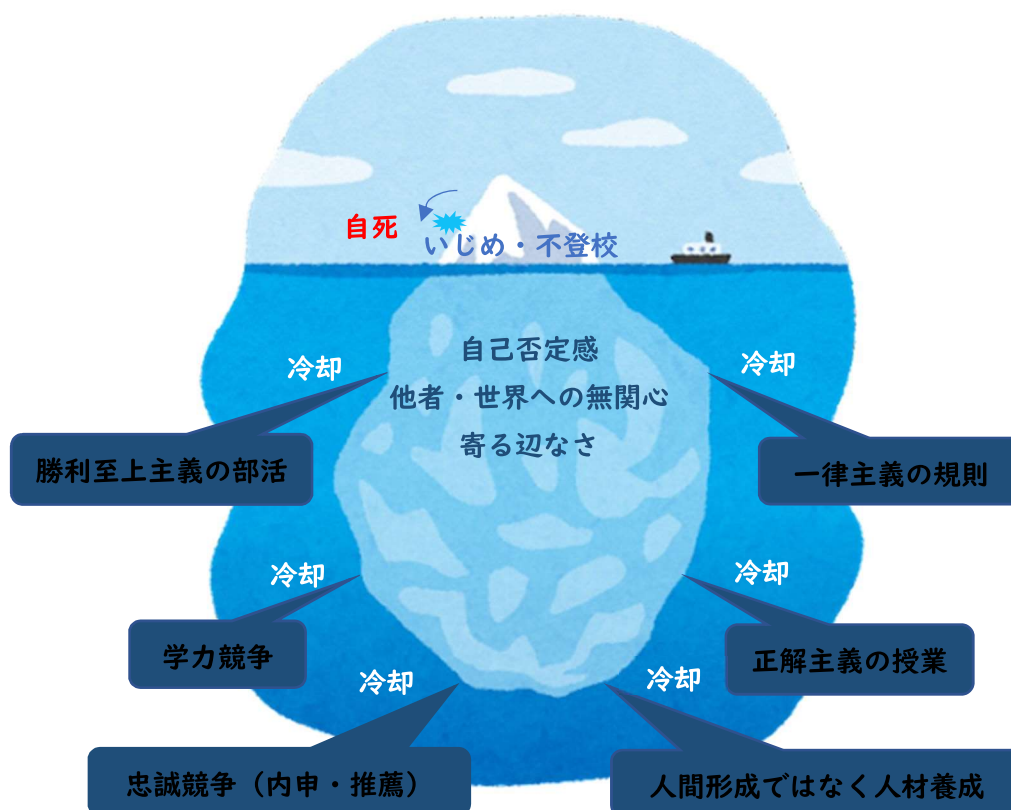
③学校に行けない子どものための公的な居場所づくりを

子どもたちの学びの場が学校しかない現状では、学校からの脱落が人生からの脱落と受け取られ、子どもがどれだけ苦痛でも、本人は登校を迫られるし、親も子どもに登校を迫ってしまう。また、親が子どもの不登校を許容しようにも、とりわけ小学生の場合、仕事の都合で登校してくれないと困るということが起こる。学校に行けないときに「学校以外の学びの場」という選択肢が身近にあれば、子どもが追い詰められないで済むこともあるだろう。

いじめられ体験によるPTSDや発達特性があっても、無料で安心して通え、通常の学校に戻すことを前提としない公立の学びの場（オルタナティブ・スクール）を地理的な条件も勘案しながら複数設置することで救われる子どもは多いのではないか。

(1) いじめ問題の根本的解決

【図】 いじめ自死等の構造 (藤井作成)

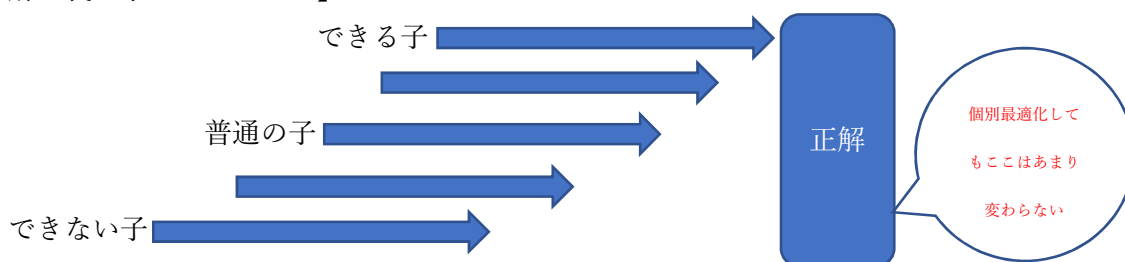


1) 図の説明

- いじめ・不登校は氷山の一角。自死はその一角の一部崩落。
- 問題の根本は氷山をどんどん冷却して氷山を大きくしていること。
- いくら崩落を食い止めようと氷山の一角を定期観測 (ハイパーQU) しようと、崩落しそうなところをいくら補修しようと、対症療法にすぎず、決して崩落は食い止められない。
 - ⇒ハイパーQUの徹底は、教師の負担を増やすだけで解決策ではない。
 - (すでに指摘したように、対症療法としてもあまりお勧めしない)
- 原因を取り除くこと、つまり、冷却をやめること。温めて氷山を融かすことが解決策。
 - ⇒学校教育の影響で親が子どもを追い詰めることも。
 - (学校化社会)
 - ※名古屋だけでなく、なぜ日本の子ども・若者の自死が多いのかを考える必要

- 2) 根本原因：正解主義授業、一律主義規則、勝利至上主義部活、学力競争、忠誠競争
- 教師の日常の教育活動全般を覆っているもの
 - ⇒これをやりながら、いじめ・不登校対策をしても徒労におわる
 - ⇒とりわけ中学校はやることが多すぎて、教師の決めたプログラムを消化するために生徒をプログラムに押し込んでいる（ベルトコンベアに無理やり乗せている）状態。
 - 生徒が自分たちで考えたり、決めたりすることができない。充実した生活にならない。
 - 文科省が推進している政策がいじめ・不登校の原因の一部を構成している
 - ⇒各学校はいじめ・不登校を拡大しながら予防や対応を迫られている状況にある
- 3) 教師の教育活動の基本に立ち戻るべき
- 間違いも含めた多様な考えを出し合うことで学びが深まる授業
 - ◇安心して間違えることのできる授業（優越感・劣等感の生まれない授業）
 - ・多様な意見（生活や経験）を出し合うことで物事の本質に迫る授業（日本の教育遺産といってよいものだが、近年軽視されてきた）
 - ◇個別最適化の学びは、多様な者が会うことで学びが深まる授業ではない
 - ・資質・能力という「人材養成」のために組織された学習様式
 - ・結局、他者と比較されにくいだけで、子どもたちは同じ数直線上に並べられる
 - ・多様な意見を交換しないので脆弱な知識・技能、資質・能力にとどまる
 - ◇正解主義の授業は、正答率の異なるロボットを教室に置いて授業するようなもの
 - ・ほかならぬ私が教室にいる必要はない

【正解主義の学びのイメージ】



【参考】多様な意見が交流する学びのイメージ

<https://www.youtube.com/watch?v=PiYMol0VjWo&t=3s>

子どもたちは、それぞれ違う角度から物事を見ている。さまざまな見方を交流することで対象が何かを発見していく。

○学ぶことで、自分と世界・社会のつながりが見えてくる学びを

- ◇大人も人類的課題や社会の課題を解決するために取り組んでいる、君たちも、私たちの仲間として、いっしょに問題を解決していこう（ユネスコ学習権宣言）

⇒大人が自分たちを仲間と捉え、自分たちに期待しているという実感

- ・人材育成のような教育では、学ぶ意欲は生まれない
- ・生徒を大量生産する商品とし、その品質保証を行うような教育になっていないか

○多様性を認め合う学校生活

◇多様な子の特性を認め合いながら、それぞれが発達していくことを喜び合う学級

- ・学校は全員一律一斉に同じ行動をとらせようとする
- ・教師の決めた規律に従って全員きちんとさせるのを指導と勘違いしている
(比喩的に言えば、全部ドの音に揃えようとする)
- ・校則はその典型だが、校則だけではなく学校スタンダードが急激に浸透している
→姿勢、手の挙げ方など一挙手一投足を揃えさせる傾向
→発達特性のある子が規律を守れないと教師がその子に強く当たる傾向
(教師がいじめの仕方の手本を示す場合も)
- ・最初は不協和音だが、多様な音をハーモニーに発展させていくのが学級づくり
→ありのままの友達を理解し、友達からありのままの自分を理解してもらえ
ることが、子どもたちの生きる喜びとなる

◇そのために子ども(人間)の多様性と指導方法についての研修が必要

- ・発達障害、LGBTQ等の理解とその対応方法

○科学的に創意工夫しながら、お互いの技術の向上を喜び合える部活

◇部活は、スポーツの科学を念頭に、それぞれが創意工夫を通して、一人一人の技術向上をお互いが励まし合い、喜び合えるのが目的であるべき。

◇教師の指導が絶対で、それに従えば強くなるという指導が横行している

- ・人それぞれ課題は違う(体格、骨格、バランス感、視界、動体視力等人それぞれ)
- ・レギュラー獲得競争などの排他的関係

(2) 従来はいじめ防止対策の取り組みを検証する

○いじめ防止教育プログラム(名古屋市作成DVD)

◇先生方は一生懸命にやっていて指導スキルも高いが、根本問題が理解されていないので、逆効果になっていると思われるものが散見される。

- ・SSTや道徳の授業や特活は、「正解主義」になりがちである。

→挨拶の仕方、頼み方、謝り方、怒り方など、正解を示す授業になっているが、実際には、具体的な人間関係によって、言葉の掛け方も違うし、相手に意見を言えないこともある。下手をすると「いやなことをされているのに怒らない方が悪い」となってしまう。個々人に即した解決にならないスキルは現実で生きるスキルにならない。

- ⇒各自が自分に適した対応の仕方を考えて練習する S S T ならば意味がある
- ・ 道徳や特活の振り返りでは教師の求める「正解」探しになりがち
 - ・ 命の授業も、望まれて生まれてきたはず、親に愛されてきたはずという「正解」
- ⇒架空の話ではなく、学級の具体的問題や友達の実像に迫る方がはるかに重要

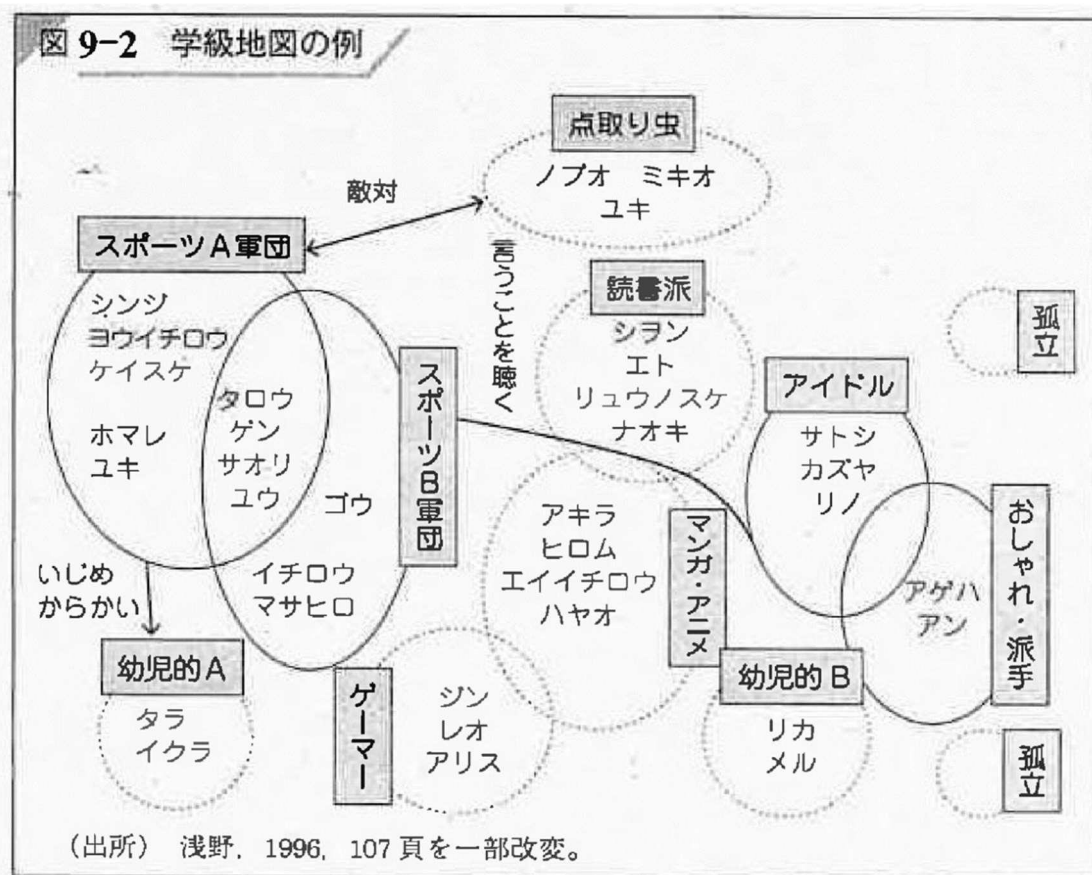
★さいごに

いじめ・不登校を完全に無くすことはできないにしても、それを生み出している根本原因を可能な限り取り除くことで、いじめ・不登校を大きく減らすことは可能であろう。そうすれば、いじめによる自死も防げるのではないか。その最善の対策は、学校や教員が学校教育の基本である「子どもたちが相互に認め合い励まし合える授業と生活指導」を行うことである（「教師が考える『正解』に向かって」という方向にならないよう注意することが肝要）。

近年、様々な教育改革で教師の業務が累加的に増加しており、また数値目標で評価されることから、これら学校教育の基本（教育の質の問題）が蔑ろにされてきていることが懸念される。授業や生活指導は、本来、教員がやりがいを見出しやすいものであるし、児童生徒の学校生活のほとんどを占めるものであり、この改善は、子どもたちの学校生活を豊かで充実したものにするものでもある。

これらを実現するためには、教員の仕事の優先順位を明確にし、授業と生活指導の工夫に時間が割けるよう、教員の仕事の精選が必要になるし、教員の多忙化解消のため、一層の少人数学級の推進も必要となる。

繰り返しになるが、いじめ自死防止のために、最小の努力で最大の成果を出す方法について考えなければ、学校・教員も、子どもも誰も幸せにならない。そしてその方法こそ、教育の基本に立ち返るということであると思われる。



(山本敏郎ほか著『新しい時代の生活指導』有斐閣、2014年、p.177より)

学校でのいじめによる自死防止等についての提案・意見

山村伸人

1 再調査委員会の報告書における提言に対して

○第1 調査・検証機関について

<実効ある再発防止策>

当該生徒に対する調査が不十分であったという事実をふまえ、調査・検証機関については、公平性、中立性を保つことが肝要である。ただし、提言の内容が一方的で学校批判に終始すると、教育活動は萎縮したものになってしまう。事案の再発防止に向けた提言については、具体的に学校が取り組み、実効ある再発防止策を提案できるような委員構成、設置形態が望ましいと考える。

○第5 部活動の運営、いじめ防止対策の重点的な取り組みについて

<部活動における、外部人材の活用促進>

勝利至上主義の傾向が強くなる運営が行われると、いじめが起きやすい雰囲気をつくったり、プレッシャー等で心身の不調をきたす生徒を出したりする恐れがある。すべての部活動で、「楽しく充実した部活動」を実現し、部活動におけるいじめ防止対策を重点的に行う必要がある。

そこで、複数の顧問が部活動の運営に関わることで、部活動におけるいじめ防止対策を行うことが望ましいと考える。しかし、教職員だけですべての人材を確保することは困難である。外部の人材を取り入れ、部活動の顧問を複数の外部顧問または、教職員と外部顧問を組み合わせるなど、教職員以外の人材を含めて、複数の顧問で運営することによって、行き過ぎた指導を防ぎ、いじめを防止したい。外部顧問については、名古屋市の方針や適切な部活動運営について十分理解した上で指導にあたることが不可欠である。任用時の研修や問題発生時の対応など、部活動振興室において、外部顧問を適切に管理できるような体制の確立が必要である。

○第7 「なごもっか」の開設をふまえた活用について

＜第三者機関「なごもっか」の学校訪問＞

「なごや子どもの権利条例」は子どもが権利主体であり、子どもが必要な支援を周りの大人に求めることができるものである。いじめ防止の点からも、子どもの権利が保障されるように、広く子どもや教職員に浸透させることが必要である。

そこで、第三者機関である「なごもっか」が、各学校を訪問して、ケース会議やスクリーニングに同席し、子どもの人権に関する教員研修や子どもや保護者への講演会を行ったりする方法で、子どもの人権について、各学校に理解促進を図ることが望ましいと考える。

2 上記以外に対して

＜未然防止＞

○ 子どもたちの居場所づくりについて

＜専任教員の配置について＞

いじめに遭ったり、集団生活になじめなかったりして、教室に入ることが困難な子どもたちに、校内で自分の学級以外の居場所をつくるのが課題となっている。それには、単に居場所を作ればよいというものではなく、一人一人に適切に対応できる人材を配置する必要がある。しかし、現状では、定数内の教員で対応することは困難である。

そこで、生徒指導や学習指導の経験豊富な専任の教員を定数外で付けて、一人一人に合った個別の時間割に基づいて、学習活動を展開することが望ましいと考える。また、子どもの状態に応じて、少しずつ協働学習も取り入れ、集団になじませる活動も取り入れる。運用については、SC や SSW、学級担任との連絡調整、保護者との関わりなど課題もあるので、円滑に行われるような環境作りが必要である。

参考資料

- 1 学校でのいじめによる自死防止対策検討プロジェクトチームの開催に関する規程
- 2 学校でのいじめによる自死防止検討プロジェクトチーム委員名簿
- 3 学校でのいじめによる自死防止検討プロジェクトチーム会議開催経過

学校でのいじめによる自死防止対策検討プロジェクトチームの開催に関する規程

(設置)

第 1 条 いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号）に基づき、学校でのいじめによる自死防止対策を検討するため、学校でのいじめによる自死防止対策検討プロジェクトチーム（以下「プロジェクトチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 プロジェクトチームは次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 学校でのいじめによる自死防止対策に関すること
- (2) その他、第 3 条第 3 項に定める座長が必要と認める事項

(構成)

第 3 条 プロジェクトチームは、次に掲げる者（以下「委員」という。）により構成する。

- (1) 教育委員会事務局及び子ども青少年局における事務を担当する副市長
- (2) 子ども及び親の支援に関する事務を担当する副市長（前号の者を除く）
- (3) 前各号の者を除き、いじめによる自死防止対策に関し必要な知識又は経験を有する者のうち、第 1 号に定める者が指名する者

2 プロジェクトチームは、委員 7 人以内をもって構成する。

3 プロジェクトチームには、座長および副座長を各 1 名置くこととする。

4 座長は、第 1 項第 1 号による委員とする。

5 副座長は、第 1 項第 2 号による委員とする。

6 座長はプロジェクトチームの議事を進行し、副座長は座長に事故があったとき又は座長が欠けた時に座長の職務を代理する。

7 委員の任期は、第 7 条に規定する市長への報告の終了した日までとする。

(委員の職務)

第 4 条 委員は、学校でのいじめによる自死防止等に寄与する具体的な提案や意見表明を行うものとする。

(開催等)

第 5 条 プロジェクトチームの会議は、座長がこれを招集する。

2 座長は、必要があると認めるときは、プロジェクトチームの会議に参考人を招聘し、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

3 座長は、いじめ等の自死事案に係る関係者の求めに対して、必要があると認めるときは、当該関係者に意見陳述の機会を与えることができる。

(守秘義務)

第 6 条 委員は、正当な理由なく、プロジェクトチームにおいて知り得た秘密を漏らし
てはならない。又、その職を退いた後も同様とする。

(市長への報告)

第 7 条 座長は、プロジェクトチームの会議が全て終了したときは、その結果を市長に
報告するものとする。

(謝金等)

第 8 条 名古屋市職員（常勤の職員に限る）を除く委員が会議に出席したときは謝金を
支給する。

2 前項に規定する謝金の額は、日額 12,600 円とする。

3 委員に旅行を依頼した場合は、名古屋市旅費条例（昭和 25 年条例第 32 号）の規定
に基づいて旅費の支給を行うことができる。

(庶務)

第 9 条 プロジェクトチームの庶務は、子ども青少年局において処理する。

(その他)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、プロジェクトチームの運営に関して必要な事項は、
別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和 3 年 9 月 3 日から施行する。

(この規程の失効)

2 この規程は、第 7 条に規定する市長への報告が終了した日限り、その効力を失う。

学校でのいじめによる自死防止対策検討プロジェクトチーム委員名簿

区 分	氏 名	所属団体等
座 長	廣 澤 一 郎	名古屋市副市長
副座長	杉 野 みどり	名古屋市副市長
委 員	伊 藤 健 治	東海学園大学准教授
	川 瀬 正 裕	金城学院大学教授
	坪 井 丈 典	名古屋市立白鳥小学校長
	藤 井 啓 之	日本福祉大学教授
	山 村 伸 人	名古屋市立富士中学校長

(委員五十音順、敬称略)

学校でのいじめによる自死防止検討プロジェクトチーム会議開催経過

区 分	開催日
第 1 回	令和 3 年 10 月 2 日(土)
第 2 回	令和 3 年 11 月 3 日(水・祝)
第 3 回	令和 3 年 11 月 23 日(火・祝)